

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月2日

京都市長 門川 大作

京都市規則第131号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1第4号ウ中「漆」の右に「,テレピン油」を加え,同表第7号シ中「サ」を「セ」に改め,同号中シをソとし,サをセとし,コをスとし,ケをコとし,コの次に次のように加える。

サ 1・2 ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

シ ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第1第7号中クをケとし,キをクとし,カをキとし,オの次に次のように加える。

カ ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

附 則

(施行期日)

1 この規則は,公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則別表第1の規定は,平成25年10月1日以後に発生した事故に起因する公務上の災害(京都市非常勤職員公務災害等補償条例第1条に規定する公務上の災害をいう。以下同じ。)について適用し,同日前に発生した事故に起因する公務上の災害については,なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)